

行財政改革と指定管理者制度

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

昨年(2005)の12月定例会では、指定管理者を指定する議案が多かったですね。

(堀添)

川崎市では約170施設を指定管理者制度に移行させる計画でしたが、このうちの160施設の指定が12月定例会で行われました。

(事務局)

そもそも「指定管理者制度」とはどのような制度ですか。

(堀添)

平成15年6月に地方自治法が改正され、新たに指定管理者制度が導入されました。

今まで公の施設の管理運営は、行政が直接行うのでなければ、市が出資している法人や社会福祉協議会等の公的団体にのみ委託が認められてきました。これが、議会の議決を条件に、委託先の制限がなくなったことが大きな違いです。これにより、行政コストを削減するとともに、住民のニーズに機敏に反応できる柔軟な管理運営を実現することが、制度導入の狙いです。

公の施設の管理運営委託を行う場合、平成18年9月以降は指定管理者制

度に基づく必要があるため、実質的には今年度末までに移行しなければなりません。

(事務局)

川崎市での移行はほぼ終了したようですが、どういう状況ですか。

(堀添)

既存の施設に関しては、必要な条例の改正も終わり、指定管理者の指定も、あと数施設を残すだけとなりました。

12月に指定した160施設を見ますと、すべて公募が行われ、結果的に本市が出資している法人が74施設、社会福祉法人が62施設、共同事業体を含んだものが10施設、株式会社やNPO法人等が14施設となっています。

制度の趣旨から言えば、できるだけ本市が出資している法人以外が指定管理者として指定されることが望ましいのですが、最初としてはこれが出発点だと思います。

(事務局)

指定管理者制度は始まったばかりですが、課題はないのでしょうか。

(堀添)

国でもそうですが、今までは、公の施設をいわゆる行政の外郭団体に管理運営委託することで「グレーゾーン」があったと思います。これが、きちんと公募を行い、選定委員会にかけ、議会でも議決をするということで、透明度が上がりましたし、民間の力を最大限活用できるようになることは、コスト削減だけではなくサービスレベル向上のためにも大きなプラスだと思います。

課題としては、まずは公の施設はできる限り直営ではなく指定管理者制度に移行することだと思います。その上で言うと、指定管理者制度に移行したとしても、その施設を行政が保有し、管理運営を委託するということは、それを通じて提供されるサ



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 市議会まちづくり委員会副委員長
- 民主党神奈川県第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学3年)の3人家族

ービスはまぎれもなく「行政として提供すべきサービス」であるということです。その意味でも、最終的な責任はきちんと行政が持たなければなりませんし、あるいはそもそもそうしたサービスを行政が行うべきなのかどうか、という観点でもチェックをしていく必要があるかもしれません。

平成15年12月から20年までで指定をした「ミューザかわさきシンフォニーホール」等、すでに管理運営状況の評価を行っている施設もありますので、そうした内容を今後に生かしていかなければなりません。

(事務局)

どうもありがとうございました。

(2006年1月18日)



第1回 川崎市議会定例会

会期：平成17年2月17日～3月18日 30日間

主な事項：

平成17年度施政方針（市長）。

川崎縦貫高速鉄道線整備事業の事業再評価対応方針案。

川崎市文化芸術振興条例の制定。

川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例の制定。

予算審査特別委員会における審議。

予算審査特別委員会における質問（堀添）：

1. 高齢者虐待問題について。

○質問概要：

本市における高齢者虐待の実態と本市の取組状況について。高齢者虐待防止法制定時の対応について。

○答弁概要：

平成15年度の調査では、高齢者への虐待が疑われる事例として、身体的虐待24件、心理的虐待7件、経済的虐待7件、放棄・放任15件で合計53件あった。

平成17年2月に、市内の全介護保険事業者を対象としたアンケート調査を行い、表面化しない件数を含め、実態把握に努めている。

早期発見、早期対応が重要なので、各保健福祉センターの保健師、在宅介護支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス提供事業者、地域の民生委員・児童委員など関係者による地域ケア会議で、事例検討を行うとともに、チームケアを基本に、慎重に協議、対応を図る。緊急時は、緊急短期入所ベッド確保事業により、対応を図っている。

高齢者虐待防止法の成立も視野に置き、平成17年度の早い時期に、処遇困難対応マニュアルの見直しや、地域ケア会議の再編強化によるネットワークの構築に向けて検討会を立ち上げ、早期発見や虐待防止に取り組む。また、立入調査など、取り組むべき課題を整理する。

2. 地方分権と平穏17年度予算について。

○質問概要：

国が進めている地方分権・三位一体改革の評価について。本市予算に与える影響について。本市の対応方針について。地方分権の現状の評価について。

○答弁概要：

昨年11月末に、三位一体の改革の全体像が示されたが、義務教育費国庫負担金、生活保護・児童扶養手当の補助率の見直し及び建設国債対象経費の公共事業など、問題が先送りされ、地方6団体の改革案とはほど遠い、不十分な内容である。

平成17年度予算は、所得譲与税の配分が国庫補助負担金の影響を上回ったものの、臨時財政対策債が大幅に減少したこと、減債基金からの借入金の増額措置等によらざるを得ず、依然として厳しい財政環境である。

現状は、地方分権改革に逆行する見直しも行われている状況であり、指定都市市長会や全国市長会、八都府市首脳会議などを通じて、他都市との緊密な連携を図り、地方にできることは地方にゆだねるといった基本的な立場に立った改革を推進するように働きかける。

現状の評価は難しいが、基本的な理念、理想の姿から考えると、50点ぐらいにしかかかっていないのではないかと。

3. 野良猫問題について。（要望）

野良猫問題は苦情件数も多い。行政として主体的な取り組みが必要であり、ガイドラインや今後の予算措置への反映を要望。

第2回 川崎市議会定例会

会期：平成17年6月6日～6月30日 25日間

主な事項：

阿部市長再出馬意向表明。

議長、副議長の選出。

国際交流センター等、各施設指定管理者制度の導入。

一般質問（堀添）：

1. 職員への障害者雇用状況について。

○質問概要：

本市の障害者雇用の現状について。教育委員会の対応について。障害者雇用施策からみた本市の現状の評価について。今後の取り組みについて。

○答弁概要：

本市の平成16年度の障害者雇用率は、市長事務局で.9%（法定雇用率2.1%以上）、教育委員会1.36%（法定雇用率は2.0%以上）。教育委員会では、教員採用パンフレットへの記載や説明会等で周知を図るよう努めてきたが、さらに雇用率の改善にむけて施策を検討する。障害者の就労促進は重要な課題であり、引き続き民間企業を含め、法定雇用率達成に向けての取り組みを進める。

2. スポーツ施設の有効利用について。

○質問概要：

総合的なスポーツ施設のあり方に関する検討状況について。「公共スポーツ施設あり方調査検討会」の現況について。今後の取り組みについて。

○答弁概要：

関係局で「公共スポーツ施設あり方調査検討会」を設置し、公共スポーツ施設の設置状況、利用現況などの調査を実施した。少年サッカーについて、活動の場の拡充が引き続き課題となっていることが確認された。地域の施設、区の施設、全市的施設という体系的な観点からの検討が重要である。関係局と連携して、地域の特色や全市的なバランスを考慮しながら、多様なスポーツ活動の場の確保に取り組む。

3. 水道水の水質安全確保について。

○質問概要：

取水段階での安全確保策について。酒匂川水系上流における産業廃棄物及び一般廃棄物の処理施設建設に伴う水質安全面での対応について。

○答弁概要：

相模湖大橋ほか3カ所、水質検査計画に基づき、約190項目について、週1回検査を実施している。水源の水質保全については、神奈川県内の5水道事業体で組織する「相模川・酒匂川水質協議会」と連携し、水質動向を監視している。酒匂川水系は本市水源の約50%を占めており、当該廃棄物処理施設建設に伴う排水や地下浸透などによる水源環境への影響を考え、「相模川・酒匂川水質協議会」と連携するとともに、本市も独自に情報収集に努めるなど、動向を注視する。

第3回 川崎市議会定例会

会期：平成15年9月2日～9月30日 29日間

主な事項：

- 市営墓地等、各施設指定管理者制度の導入。
- 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定。
- 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定。
- かわなかじま保育園等、各施設指定管理者の指定。
- 平成16年度一般会計決算認定（付託のみ）。
- 平成16年度特別会計決算認定（付託のみ）。
- 平成16年度企業会計決算認定（付託のみ）。

（総選挙等により変則日程となったため、決算審査特別委員会における審査は、第3回定例会閉会後に実施。）

決算審査特別委員会

会期：平成17年10月26日～11月2日 8日間

主な事項：

- 平成16年度一般会計決算認定（審査）。
- 平成16年度特別会計決算認定（審査）。
- 平成16年度企業会計決算認定（審査）。

決算審査特別委員会における質問（堀添）：

1. 野良猫問題への対応について。

○質問概要：

野良猫に起因する苦情の現状と本市の対応について。致死処分状況について。不妊・去勢手術補助金事業について。

○答弁概要：

平成16年度の苦情相談件数は1,703件で増加傾向にある。苦情に対しては、区役所保健福祉センター及び動物愛護センターで現場調査、飼養管理指導を行い、看板やリーフレット等を作成し対応。動物の致死処分を限りなくゼロに近づけるために努力しているが、平成16年度には犬145頭、猫1,306頭、合計1,451頭の致死処分を行った。不妊去勢手術補助金の平成16年度交付状況は、犬35頭、猫94頭で、計34万2,000円。不妊・去勢手術の費用を一部補助していくことは、有効な手段の一つであり、補助金事業の強化は大変必要であると認識。

2. 国民健康保険料の収納対策について。

○質問概要：

国民健康保険料の収納状況について。収納対策強化の取組状況と評価について。今後の方策について。

○答弁概要：

平成16年度の収納状況は、調定額約495億5千万円、収入額約338億9千万円、収入未済額約133億5千万円、不納欠損額約23億1千万円で、保険料収納率は87.79%。夜間電話催告、戸別訪問徴収や徴収嘱託員による滞納保険料の徴収、年末及び年度末の休日開庁に加え、平成16年度からは、滞納処分を前提とした滞納整理事務により、差し押さえ及び交付要求等を実施。平成17年度は、滞納処分に精通した滞納整理指導員を新たに採用。

低所得者層に対し保険料の軽減や減免制度の広報を強化する。また、収納支援システムを含めた、新たな国保トータルシステムの構築を検討している。

3. 生活保護費の国庫負担率削減について。（要望）

国の方針がそのまま一方的に実行されれば、本市は60億円から70億円の負担増となり、本市施策は多大な影響を受ける。市長の所信表明演説にもあったとおり、法廷受託事務の返上を含め、何が行えるのか、対抗策の検討を早急に進めるよう要望する。

第4回 川崎市議会定例会

会期：平成17年11月28日～12月21日24日間

主な事項：

市政運営の基本的考え方（市長）。

副市長人事の同意。

川崎市路上喫煙の防止に関する条例の制定。

国際交流センター等、各施設の指定管理者の指定。

一般質問（堀添）：

1. 用途地域の設定について。

○質問概要：

用途地域の役割と変更の経緯と考え方について。用途地域見直しの条件について。

○答弁概要：

用途地域は土地利用の根幹をなす仕組みであり、昭和48年に最初の決定を行った。全市的な見直しは、建築基準法の改正にあわせ昭和61年に、都市計画法の改正にあわせ平成8年に、各々実施。全市的な見直しは、原則として大幅な法改正があった場合に行うことで考えている。

高さ制限等、土地利用の実態と乖離が見られる地域もある。土地利用の適正な配分を図る必要がある場合を想定し、適切な見直しを研究する。

2. 総合コンタクトセンターの運用について

○質問概要：

「サンキューコールかわさき」の実施状況と、本市ホームページFAQ（よくある質問と回答）の利用状況について。これらの課題について。利用者の声の反映策について。市長としての試行状況の評価について。

○答弁概要：

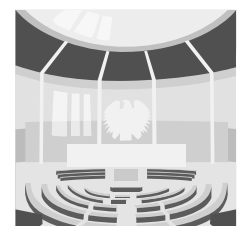
「サンキューコールかわさき」は開始後20日間で522件の利用があった。そこで直接回答できた件数は76.6%で、目標としていた70%を超えることができた。ホームページFAQは6月から公開し、11月の1日あたり平均利用件数は3,390件。利用者の満足度向上と市政運営の効率化に一定の効果があった。まだ市民の認知度が低いため、周知が課題である。市政だより等、各種印刷物への記載や転入者への案内等も行う。ホームページFAQについてはアンケート機能も付加した。「サンキューコールかわさき」についても、利用者からの評価をもらうことを実施したい。

平成18年度の本格実施にあたっては、年中無休化やシステムを利用したアンケートの実施等を計画している。これらが、行財政改革の一端を担えるよう進めていく。

出だしとしては順調に進んでいると評価している。指摘の点に配慮し、期待に応えられるコンタクトセンターにしていくために、全力を傾けていきたい。

※質疑の全文は川崎市議会のホームページにも掲載されています。

<http://www.city.kawasaki.jp/council/>



第23回 「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第23回 1月25日 午後7時～ 高津市民館
「川崎市の都市政策」
—まちづくりと建築規制

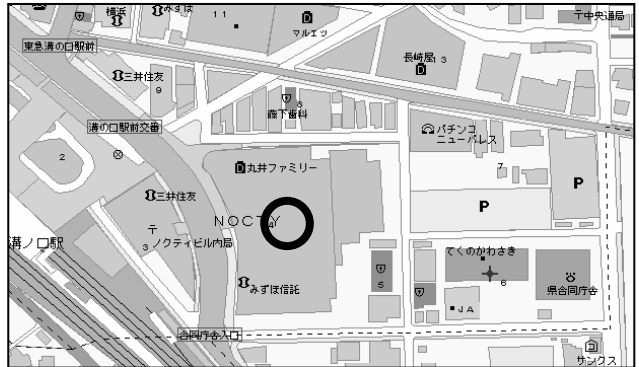


日時：2006年1月25日（水）
午後7時から8時半まで。

場所：高津市民館 第1会議室

溝の口駅前マルイファミリー

溝口1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも無料で配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までご連絡ください。（電話：855-1479）

連載コラム 川崎と高津の地名 (No.12) 参考：上田恒三著「高津村風土記稿」 日本地名研究所編「川崎の町名」

「新作」の由来

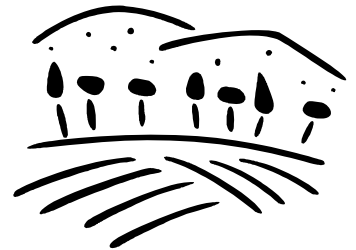
新作の地名は、『小田原衆所領役帳』の中に「小机新作」と記載されていますので、遅くとも16世紀後半には現在の地名となっています。

地名の由来は2説あります。一つは、多摩川の旧流路を新しく開墾したため、「新作」となったという説です。もう一説は、自然地形から、シム（浸み入る）サク（狭間）と呼ばれるようになった、という説です。残念ながら、どちらの説も定かではないようですが、いずれにせよかなり古くから開墾された地域であると考えられています。

明治11年に橋樹郡新作村となり、明治22年の市制・町村制施行で、千年村、子母口村、末長村、久末村、明津村、蟹ヶ谷村とともに7村合併し、新作は橋村の大字となりました。

その後、昭和12年に川崎市の大字に、同47年に高津区の大字となりました。

昭和61年には住居表示が実施され、新作1丁目～6丁目となっています。



政治資金ご寄付のお願い

地元から日本改革を実現するために、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169
銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

二〇〇九年五月までに、裁判員制度が導入される。横浜地方裁判所でも、準備の一環として月例傍聴会が開催されており、筆者も参加した。通常の傍聴と異なり、審理の後、裁判官から説明を受けたり、質問できる仕組みだ。裁判員制度のもとでは、有権者の中から事件ごとに裁判員が選出され、裁判官とともに刑事事件の審理に携わり、判決にも関わる。刑事事件には、本当に深刻なものも多い。無罪か有罪にも含め判断しなければならぬという点に、不安を感じることが多いのも当然だ。しかし、様々な背景を持つ市民が裁判に参加し、その感覚に基づいた意見を述べることは、開かれた司法とするためにも役立つことは確かだろう。この機会を生かすのも殺すのも、私たちの関わり方次第だ。／仕組みは異なるが、司法参加という点、映画・舞台で有名な「十二人の怒れる男たち」を思い出す。多くの方がご覧になっていることだろう。父親殺しで裁判にかけられた少年について、無罪か有罪か十二名の陪審員が話しあう。当初十分議論をしないまま有罪と決しようとしたとき、一人の陪審員が「一人一人の命がかかわっているのだから（有罪なら死刑、もつと話し合おう）」と呼びかける。いやいや、やっばい話した他の陪審員も、話し合おうなかと、少年の犯行としたら説明がつかない、無罪と意見を述べていくというストーリーだ。大勢とは異なっていくも、自分の意見を述べた姿勢、偏見に対する断固とした態度など、アメリカの民主主義的良識を示す作品だと筆者も考える。とりわけ印象的だったのは、少年の犯行を裏付けるような証言については、真実かどうか実験してみるシーンだ。非常に素朴な実験だが、情緒的、あいまいではなく、科学的合理的に物事を見ようという考え方が、討論の前提として重要なことと知らされたように思う。／すべてのことを丁寧に調べることは、一人では難しい。多くの人がつながりを持って、みんなが知恵を絞ることが大切なのだろう。裁判員制度にもそうした趣旨が含まれている。こう参加した機会を生かしながら、社会全体を市民参加型社会へと加速させることができる。（事務局ゆ）